

白川村「白川郷」のロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、白川村のイメージアップを図ることを目的に作成した白川郷のロゴマークを使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程においてロゴマークとは別図第一に掲げるものをいう。

(ロゴマークの権利)

第三条 ロゴマークの一切の権利は、白川村に帰属する。

(使用の申請)

第四条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、白川村長（以下「村長」という。）に白川村「白川郷」ロゴマーク使用承認申請書（様式第一号 以下「申請書」という。）に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 企画書（事業の内容や具体的な使用方法がわかるもの）
- 二 その他、村長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- 一 国又は他の地方自治体が使用するとき
- 二 報道機関が報道のために使用するとき
- 三 その他村長が必要と認めたとき

(使用の承認)

第六条 村長は、申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、白川村「白川郷」ロゴマーク使用承認通知書（様式第二号）により、申請者に通知するものとする。なお、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。

- 一 白川村の信用又は品位を害すると認められるもの
- 二 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- 三 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- 四 自己のシンボルマーク及び商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、または使用のおそれがあると認められるもの

五 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの

六 その他、承認することが不適切と認められるもの

(完成品の提出)

第七条 承認に関わる物件等の成果物は速やかに一部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第八条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された内容にのみ使用し、村長の指示する条件に従うこと
- 二 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと
- 三 村が定めた色、縦横比、形等を正しく使用すること
- 四 ロゴマークの向きを上下、左右、反転して使用しないこと
- 五 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第九条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第十条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して一年間とする。ただし、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して一年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第十一条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは白川村「白川郷」ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第三号）にて直ちに村長に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときにあつては白川村ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第四号）により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の取消等)

第十二条 村長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第六条の規定に該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 村長は前項の規定により承認を取り消された物に対し、その承認に係る物件の使用

を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 村長は承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その承認に係る物件を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 ロゴマークの使用の取り消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

5 前項の使用の取り消し、使用停止等は、その理由を明記した白川村「白川郷」ロゴマーク使用承認取消書（様式第五号）により通知する。

（損失補償等の責任）

第十三条 村長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

（その他）

第十四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。